



平成 27 年 12 月 17 日

各 位

会社名 西日本鉄道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 倉富 純男  
(コード番号 9031 東証 1 部・福証)  
問合せ先 総務広報部広報課長 三島 二郎  
(TEL. 092-734-1217)

## 米国における集団民事訴訟に関する和解金の一部返戻について

当社は、米国における集団民事訴訟に関して原告と和解し、和解金を支払っておりましたが、このたび和解金の一部が原告から返戻されることとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 集団民事訴訟に関する和解金の支払

日本における燃油サーチャージ等に係る価格調整に関して、米国において集団民事訴訟の被告の一員となった当社は、平成 24 年 5 月 10 日、原告と和解し、和解金 2,008 万米ドル（当時の為替レートによる換算で約 1,600 百万円）を支払いました。

#### 2. 和解金返戻の理由

和解契約に、当社より後に和解する他の日本の被告の和解比率（価格調整行為による収入に対する和解金の割合）が当社より下回る場合、その差に相当する金額を受取ることができる旨の条項（最恵待遇条項）を設けておりました。

平成 27 年 4 月 8 日、和解していなかった全ての日本の被告が和解し、その和解比率が当社ものを下回っており、このたび米国連邦裁判所の承認により和解契約が確定したことから、上記最恵待遇条項に基づき和解金の一部が返戻されることとなったものです。

#### 3. 返戻金

986 万米ドル（約 1,200 百万円）  
（為替レート：1 米ドル=121.76 円で換算）

#### 4. 当社の業績に与える影響

平成 28 年 3 月期第 3 四半期決算において特別利益として計上する予定です。

なお、平成 28 年 3 月期の業績予想につきましては、他の要因も含め修正が必要な場合には速やかに開示いたします。

以 上